

## 第28回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成28年10月7日 午後3時～午後4時30分

2、開催場所 3階北 第3会議室

3、出席委員 (15人)

会長	5番	内田 昌明
会長職務代理者	14番	阿佐美 安徳
委員	1番	石原 輝雄
	2番	齋藤 清
	3番	宮沢 福夫
	4番	福島 勝繁
	6番	町田 まさ江
	7番	重田 俊一
	8番	武士 千雅子
	9番	清水 和男
	10番	富田 孝行
	11番	松浦 好一
	12番	山口 久雄
	13番	原 一仁
	15番	根岸 昇

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)につい

て

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

## 6、その他

・その他

## 7、農業委員会事務局職員

事務局長 大谷 義久

事務局 齊藤 博

## 8、会議の概要

議長 ただ今から第28回総会を開会いたします。  
本日は、出席委員は15名ですので総会は成立しております。  
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、1番 石原委員・2番 齋藤委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の齊藤氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号 42800137 について議案書と詳細を朗読、説明。】

農地法第3条第2項の各号に該当していないかを説明。

議 長 番号1、42800137 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42800137 については、現地を確認しましたが、畑は良く耕されておりました。買い受け人が、要件を満たしていれば問題ないということで、部会としては許可と判断しました。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42800137 について、ご意見、ご質問のある方の挙手を求めます。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42800137 について原案のとおり許可と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 42800137 は原案のとおり許可と決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号 番号1 受付番号 42800138 について議案書と詳細を朗読、説明】

【議案第2号 番号2 受付番号 42800140 について議案書と詳細を朗読、説明】

議 長 番号1、42800138 の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 申請地の周りは住宅地であり、西側も雑種地でありますので、周辺農地への影響は無さそうですので、許可相当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42800138

について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42800138 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 42800138 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号 2、42800140 の審議を行います。この件に関しましても、農振部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 申請地は、県道高崎伊勢崎線の北側にあり、幅 1 皿くらいの雑草が生えている場所です。始末書はありますが、実際違反転用かどうかは何とも言えない状況であり、畑として耕作は出来ますが効率的な利用が出来ないことと、周りに農地が無いので問題はないということで、許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42800140 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42800140 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 42800140 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 3 号 番号 1 受付番号 42800139 について議案書と詳細を朗読、説明】

議 長 番号1、42800139 の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 申請地については、既に露天駐車場として利用されている状況でした。火事で廃材置き場になっていたとのことで、畑としての様相はなく、委員会としては大変問題ですが、周りは住宅地であり、この件は許可相当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42800139 について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 工場とありますが、ここは精米所ではないでしょうか。

事務局 どのような工場かは、把握していませんでしたが、精米工場ということで訂正いたします。

議 長 その他の件で発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42800139 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 42800139 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

また、4条5条についての、異常設審議会に意見を聞くかどうかですが、今回の案件は全て、3,000㎡以下ですので、委員会での必要と認める案件のみとなりますが、今回の案件で意見を聞くべき案件はあるでしょうか。無しでよろしければ挙手願います。

(全員挙手)

議 長 審議会付議案件は「なし」と決定いたします。

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)について」審議を行います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、朗読、説明】

平成28年8月に設立した農地保有適格法人の新規参入について詳細を説明。

議長 それでは、議案第4号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

私の方から一点、集積率が62%とありましたが、今回ので増えていますか。

事務局 集積率につきましては、新たに計算しておりませんが、今回は更新が多いので、大きく増加しているという事はないと思います。

議長 事務局に質問ですが、新規参入法人の販売実績はありますか。

事務局 親類の畑を借りて野菜を栽培しており、道の駅で販売しているとのこと。新たな販売先は自分で開拓していくとのこと。

委員 計画についてですが、これから機械・施設は整備していくのか。

事務局 機械については、1台は中古で所有しており、その他はこれから購入していくとのこと。であります。

委員 生産計画ですが、反収が多すぎるのではないか。

委員 指導センターに相談すると、数字をこのように大きな数字を書くように指導される。

事務局 10aあたりの収量に誤りがあるようなので、その点訂正してもらいます。

議長 数字については、現実に近い数字にしてもらうということにしまして、その他、発言のある方は挙手願います。

(なしの声)

議長 それでは、農用地利用集積計画(案)について、意見のある方は挙手願います。

(意見なしの声)

議 長 議案第4号について、農業委員会としては承認し、意見なしと決定しました。

次第4の議事については、終了といたします。

続いて、議案第5号(追加)玉村町農業委員会会議規則の一部改正について審議を行います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第5号(追加)玉村町農業委員会会議規則の一部改正について、朗読、説明】

議 長 それでは、玉村町農業委員会会議規則の一部改正について、発言のある方は挙手願います。

(なしの声)

議 長 議案第5号について、農業委員会としては承認することに決定しました。

次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第3号農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第4号農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告を朗読、説明】

議 長 報告第1号、第2号、第3号、第4号について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(なしの声)

議 長 発言は、無いようですので、次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 【その他について、朗読、説明】

議 長 質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

委 員 改正農業委員会法の新制度についての確認ですが、委員人数については、今日の委員会で議決したということで良いか。

事務局 今日ここで決定ということではなく、議会での議決によりますので、今回は委員会にこのような案で進めていく予定なので、意見を伺うということで、その他に入れさせていただきました。

議 長 以上で、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議事録署名人

議事録署名人